

厚岸町条例第9号

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例

厚岸町都市計画税条例(昭和42年厚岸町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第28項、第32項、第37項若しくは第45項」を「第27項、第31項、第35項、第42項若しくは第44項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「法附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項を附則第3項とする。

附則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。